

お客様各位



〒438-0086 磐田市見付2753番地2
TEL 0538(32)4105 FAX 0538(37)5075

新品の機械装置の取得で固定資産税が減税されます

概要

中小企業者等が平成28年7月1日以降に取得した一定の機械及び装置について、一定の手続きを行うことにより固定資産税（償却資産税）が3年間、2分の1になる特例です

要件

工業会等から証明書を入手が必要です！

- 販売開始から10年以内のもの
- 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上
- 取得価額が1台160万円以上
- 中古機械は対象外です

早めにイワタックスまでご連絡ください

手続きの流れ

